白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例(案)について

1 白井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例(案)」の概要

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法により、子ども・子育て支援法が制定され、特定教育・保育施設(幼稚園等)の設置者及び特定地域型保育事業者(家庭的保育事業等)は、内閣府令を基準に定めた市の条例による運営に関する基準を満たす必要があります。

市が定める運営基準の内容は、①「利用定員」、②「小学校就学前の子ども の適正な処遇の確保及び秘密の保持」、③「小学校就学前の子どもの健全な発 達に密接に関連するもの」などとなります。

また、市町村の確認(財政支援対象の適正)を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業において、子どもが教育・保育を受けた場合は、保護者が施設に支払うべき額を限度として、「施設型給付」や「地域型保育給付」として施設が受け取ることになります。

## 「説明」

- ●教育・保育施設 認定こども園、幼稚園、保育所
- ●地域型保育事業小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
- ●確認 教育・保育施設の設置者及び地域型保育事業者からの申請に基づき、 「施設型給付」及び「地域型保育給付」による財政支援の対象確認
- ●特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 市から確認を受けた施設

## (1) 基本的な考え方

本市の条例(案)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならないものと

します。

また、特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないものとします。

なお、規定する内容は、子ども・子育て支援法第34条第3項及び法第46 条第3項の規定により定めた内閣府令で定める基準(国の基準)と異なる内容 を定める特別な理由がないことから、国の基準と同様に策定します。

## (2)条例(案)の概要 別添資料のとおり

条例(案)の概要は、主な項目を抜粋した資料となります。詳細な内容は、 国の基準(内閣府令)となります。

## 2 施行期日

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日